

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、自分の収入に余裕ができた昭和 55 年 3 月に A 町役場へ行き、国民年金の加入手続を行うとともに 20 歳からの国民年金保険料を一括で納付したことを記憶している。当時、親しくしていた友人も同役場で過去の未納期間の国民年金保険料を納付したと聞いていた。申立期間の記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した状況、経緯等を詳細に記憶している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 3 月 21 日に払い出されていることが確認でき、同年 3 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合する。

また、申立人は、申立期間後の昭和 54 年 4 月から平成 14 年 12 月まで未納はなく、国民年金の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、加入手続時期の昭和 55 年 3 月は第 3 回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間は強制加入被保険者であったことを踏まえると、役場職員から、「20 歳からの保険料を一括して納付できる。」と説明を受けたことにより、過去の未納分（51 年 6 月から 53 年 1 月までは特例納付、同年 2 月から 54 年 3 月までは過年度納付）について全て一括納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない上、申立人が納付したと記憶する保険料額と必要となる保険料額はおおむね一致する。

加えて、A 町によると、当時の担当者への聞き取りを行ったところ、第 3

回特例納付については、国民年金保険料を預かり方式により受け取ったことがあったと思うと回答している。

このほか、申立人は当時複数の領収書を所持していたと供述しているところ、特例納付の場合には特例納付を含む過年度保険料及び現年度保険料の納付書がそれぞれ必要となり、申立人の主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から平成3年6月まで

ねんきん特別便が届いて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。婚姻届を出した平成4年6月頃に国民年金の加入手続を行い、未納分として20万円から30万円の保険料をまとめて納付した。申立期間についても遡って納付したはずだが、当時は時効のことは知らず、市役所の職員から言われたとおりに納付したので、少なくとも時効にかからない2年6月以降の保険料は納付しているはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年6月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録において申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の資格取得日から、平成5年7月又は同年8月頃に払い出されたものと推認されること、ii) 申立期間後の3年7月から6年3月までの国民年金保険料32万3,400円が5年8月9日に納付されていることがA市の国民年金被保険者名簿及び収滞納一覧により確認できるが、これは申立人が納付したと述べている金額とおおむね一致していることから、この時点で申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行った結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 43 年 5 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 43 年 5 月まで

私は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から国民年金保険料を納めており、さらに、37 年頃に発足した付加保険料制度に加入し、納付していた。

付加保険料の納付方法や保険料額に関する詳細な記憶は無いが、納付していたことは覚えており、現在受給している年金額に付加保険料の分が加算されていないのは納得できないので、調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年頃に発足した付加保険料制度に加入し、納付していたと述べているところ、国民年金に係る付加保険料制度が発足したのは申立期間後の 45 年 10 月からであり、申立期間において付加保険料を納付することはできない。

また、申立人は、役場に勤めていた隣人が、申立期間当時に付加保険料制度が行われていたことを知っていることから、当該隣人から申立期間当時の状況を聴取するも、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、A 町役場が保管していた申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持している国民年金手帳には、申立期間の定額保険料を納付した記録はあるものの、付加保険料の納付を示す記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

夫の退職及び再就職に伴い国民年金被保険者資格が第3号被保険者から第1号被保険者に何度か切り替わったが、その都度きちんと保険料を納付してきた。申立期間についても送られてきた納付書を用いて郵便局で納付したはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が平成17年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人は国民年金第1号被保険者に該当することとなり、第3号被保険者からの種別変更届をA町役場へ提出しなければならないが、A町役場には当該届出が提出された形跡は見当たらず、国民年金の記録システムにも入力されていないこと、及び申立人はA町役場へ手続に行った記憶が無いと述べていることを踏まえると、申立期間に係る種別変更手続は行われなかったものと考えられることから、申立人に対し、申立期間の保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立期間が国民年金第1号被保険者期間として申立人の年金記録に追加されたのは、平成20年5月19日であることがオンライン記録により確認でき、この時点で申立期間は時効となり保険料を納付することができない。なお、申立人の夫は同年5月に年金裁定の手続を行っていることから、同手続の際、それまで国民年金第3号被保険者期間と記録されていた申立期間が第1号被保険者期間に該当することが判明し、申立人の年金記録に追加されたものと考えられる。

さらに、申立人の夫が平成16年4月1日に共済組合の組合員資格を喪失したことに伴い、同年4月19日に申立人について国民年金第3号被保険者

から第1号被保険者に種別変更が行われ、申立人は、同年4月の国民年金保険料を納付書により納めたものの、同年4月2日に申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、当該保険料が還付されていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は平成14年4月以降の期間であり、保険料の収納事務が国に一元化され事務処理の機械化が一層促進されており、記録の漏れや誤りの可能性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

会社を退職した後、A市役所の窓口で国民年金保険料の免除申請手続は毎年度自分自身で必ず行わなければならないものであるとの助言を受け、平成8年度から全額免除の承認をもらった。

申立期間においては、毎年6月か7月頃に定期的に欠かさず私が夫婦二人分の免除申請の手続をした。生活状況に特段変化は無く、平成9年度及び10年度の2年間のみ免除申請の手続を行わない理由など全くなく、11年度になって再び手続をしたということも絶対はない。

毎年欠かさず免除申請の手続をしていたにもかかわらず、申立期間についてのみ未納と記録されていることは到底納得できないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、平成8年に夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請の手続を行い、その後は毎年欠かさず免除申請の手続を行っていた。」と主張しているが、年金事務所では、「オンライン記録の申請免除の処理年月日から見て、申立期間直後の平成11年度の免除申請の手続はおおむね同年12月頃に著しく遅れて行われている。」と説明していることから、「申立期間についても毎年6月か7月頃に定期的に欠かさず免除申請の手続をしており、11年度になって再び手続をしたということも絶対はない。」という申立人の主張には不自然さがうかがえる。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理化され、記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性が極めて低い状況において、申立人及びその夫の

複数回の免除申請の記録が、全て欠落したとする可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除及び納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、亡くなった父親から、昭和 49 年 4 月に私の国民年金の加入手続を行い、20 歳に遡って被保険者資格を取得してくれたことを聞いており、昭和 47 年度の国民年金印紙検認記録のページから記載が開始されている国民年金手帳を所持していることから、父親が申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれていたはずである。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 4 月に父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は 50 年 1 月 16 日に払い出されていることが確認でき、このほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人が現在所持する国民年金手帳、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれも国民年金被保険者資格取得日は昭和 49 年 4 月 1 日であることが確認できるところ、申立人は、申立期間は大学生であったとしていることから、当該期間は任意加入期間となり、制度上、任意加入期間に遡って国民年金に加入し、保険料を納付することができず、国民年金手帳記号番号の払出し時（50 年 1 月 16 日）に国民年金の強制被保険者となった 49 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得し、同月の保険料から納付を開始したと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与

しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付してくれたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

なお、申立人は自身が所持する国民年金手帳の昭和 47 年度の国民年金印紙検認記録のページから記載が開始されていることをもって、「申立期間の国民年金保険料について、父親が一括納付してくれているはずである。」と主張しているが、当該国民年金手帳において、申立期間の保険料が納付されたことを示す記載が確認できない上、同手帳に昭和 47 年 4 月 1 日に発行された記載が確認できることから、同年度の国民年金印紙検認記録のページから記載が開始されていることをもって申立期間の保険料を納付したことを推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年9月まで

私は、亡くなった義父から、結婚を契機に、私の国民年金の加入手続を行い、昭和52年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料について、一括納付してくれたことを聞いている。申立期間が未加入期間とされていることに納得いかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「婚姻を契機に、義父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和52年11月1日に払い出されていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人が現在所持する年金手帳、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれも国民年金被保険者資格取得日は昭和52年10月11日であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括納付してくれたとする申立人の義父は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年3月まで

私は、平成3年4月頃、A市B区役所で20歳まで遡って国民年金保険料を一括納付するように求められ、10万円を超える金額を納付したが、20歳に達した時から短大を卒業するまでの期間の記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は平成3年1月4日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、そのいずれも国民年金被保険者資格取得日は平成2年4月1日と記録されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、当該期間は任意加入期間となり、制度上、任意加入期間に遡って国民年金に加入し、保険料を納付することができず、国民年金手帳記号番号の払出し時（3年1月4日）に、短大を卒業した後、国民年金の強制被保険者となった2年4月1日に遡って被保険者資格を取得し、同月以降の保険料を一括納付したものと考えられる。

さらに、A市国民年金情報検索システムにおいても、申立期間については、保険料が納付されている記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 56 年 5 月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。月の途中で退職処理されているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 56 年 5 月末日まで勤務したため、同年 6 月 1 日が厚生年金保険の資格喪失日であると申し立てているが、同社が保管している申立人の退職願によると、申立人の退職日は同年 5 月 29 日であることが確認でき、これは雇用保険の被保険者記録の離職日と一致している。

また、A社は、「退職願を見ると申立人の退職日は昭和 56 年 5 月 29 日であり、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日の同年 5 月 30 日である。保険料は翌月控除なので、退職月（同年 5 月）の給与からは同年 4 月の厚生年金保険料のみを控除しており、同年 5 月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 20 日から 44 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした際、A社における厚生年金保険の加入記録について脱退手当金支給済みであるとの説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社に係る被保険者期間について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金は資格喪失日から約7か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、A社に勤務していた申立人の親族のうち、複数の者がA社に勤務していた期間について脱退手当金を支給されていることが確認できることに加え、親族のうち一人の支給日は申立人の脱退手当金の支給日と同日であることから、申立人は当該親族と同時期に脱退手当金の請求手続を行った可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 26 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

日本年金機構から送付された確認ハガキで、申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。昭和 48 年 7 月に結婚のため A 社を退職した後、同社へは一度も行ったことが無く、脱退手当金を受け取った記憶は無い。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書は申立期間②の終了から約 1 か月後の昭和 48 年 7 月 25 日付けで社会保険事務所（当時）へ提出され、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、申立期間の最終事業所が作成した退職所得の受給に関する申告書が添付されている上、脱退手当金は支払決定通知書を申立人の当時の住所地に近い郵便局に提示し受給する扱いであったことを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間の最終事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所の厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 8 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 8 日から 41 年 12 月 31 日まで
同僚の紹介により A 社に勤務した。同社の B 市にある営業所（名称は、D）に勤務していたこともあり、成人式は同市で迎えた。

最近、A 社に私を紹介してくれた同僚から同社では厚生年金保険に加入していたと聞いた。同僚と全く同じ仕事をしていたのに私が厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を A 社に紹介したという同僚及び別の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人を A 社に紹介したという同僚は、「申立人の入社時期は覚えていない。また、私が先に退職したので退職時期も分からない。」と述べているほか、別の複数の同僚からも申立人の勤務期間などについて具体的な供述は得られなかった。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の者について、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は既に解散しており、事業主は死亡していることから、申立人に係る勤務期間及び保険料控除について確認できない。

なお、申立人は B 市に所在する A 社の営業所にも勤務していたと述べていることから、同営業所についても調査したが、同営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月10日から52年9月26日まで
私は、昭和52年9月にA社を退職したが、当時から脱退手当金の制度を知っており、その上で、あえて同手当金を受給しなかった。
過去に勤務した事業所のうち、A社の加入記録だけ脱退手当金支給済みとされているのはおかしいので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、請求時点の申立人の氏名及び住所地が記載され、「小切手 52.10.29 交付済」の押印、及び「振込先金融機関店舗又は送金先銀行・郵便局」の欄に申立人の当時の住所地近くに所在していた「B郵便局」の記載が確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和52年10月29日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月頃から 61 年 10 月頃まで

私は、昭和 60 年 8 月から 61 年 10 月までの間において、A 社又は B 社に 3 か月から 6 か月勤務し、その後 C 社に前の勤務期間より短い期間だったが勤務した。勤務期間は正確には覚えていないが、両事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、「申立期間において A 社又は B 社に 3 か月から 6 か月ぐらい勤務していた。」と主張しており、事業所の所在地及び業務内容等を具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社又は B 社の名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶する事業所の所在地及びその業務内容を基に、オンライン記録により、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であり、かつ、申立人が記憶する事業所名称に類似する事業所を調査したところ、D 社が確認できた。しかし、同社は、「当社が保管するもっとも古い従業員名簿は平成元年のものである。」と回答している。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、申立期間に同社において被保険者資格を有する元従業員 5 人に対して聞き取りを行ったが、全員が「申立人を記憶していない。」と証言しており、同社における申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、申立人は、元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 2 申立人は、「申立期間においてC社に勤務していた。」と主張しており、申立人は同社の業務内容を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しがしながら、C社の元事業主は、「申立人を記憶しておらず、当時の資料も残っていない。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員4人に対して聞き取りを行ったが、全員が「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、上記の名簿において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録が欠落したとは考え難い。

加えて、C社の元事業主が同社の親会社であり給与事務等を行っていたと述べているE社は、「C社が当社の子会社であったかどうかは確認できない。」と回答している上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。